

第八十号議案

江戸川区立えがおの家の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立えがおの家の指定管理者の指定について  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区立えがおの家の指定管理者を次のように指定する。

江戸川区立えがおの家	名 称		指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称		
	新宿区西新宿八丁目三番三 九号 STSビル内	社会福祉法人東京都知的障害者育 成会 理事長 佐々木 桃子		平成二十九年四月一日から平 成三十四年三月三十一日まで

（説明）

平成二十九年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区立えがおの家の指定管理者を指定する必要があるため、本案を提出いたします。